

国立大学法人岩手大学自己点検・評価規則

令和2年 3月10日 制定
令和7年 7月 3日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第28条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自己点検・評価は、本学の教育研究活動の継続的な質の向上及び業務運営等の改善を推進するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的として実施する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 部局等 事務局、各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室をいう。
- 二 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。

(自己点検・評価の実施)

第4条 大学全体を単位として行う自己点検・評価は、次に掲げる事項について実施する。

- 一 学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価
- 二 教育職員免許法施行規則第22条の8の規定に基づく教職課程の自己点検・評価
- 三 本学が掲げる目標・計画に関する自己点検・評価

2 部局等を単位として行う自己点検・評価は、部局等が実施する。

(実施体制)

第5条 前条第1項第1号の自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、内部質保証委員会が統括する。

2 前条第1項第2号の自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、教員養成支援センター運営委員会が統括する。

3 前条第1項第3号の自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、教育研究評議会が統括する。

4 部局等を単位として行う自己点検・評価については、部局等に自己点検・評価を実施するための委員会等（以下「部局委員会等」という。）を置くことができる。

5 前項の部局委員会等に関して必要な事項は部局等の長が別に定める。

(評価の結果及び公表)

第6条 部局等の長は、部局等を単位として行う自己点検・評価の結果を教育研究評議会に報告するものとする。

- 2 教員養成支援センター運営委員会は、第4条第1項第2号に規定する自己点検・評価の結果を教育研究評議会に報告するものとする。
- 3 教育研究評議会、内部質保証委員会、教員養成支援センター運営委員会及び部局委員会等は、自己点検・評価の結果を学内外に広く公表するものとする。

(評価結果に基づく改善)

第7条 教育研究評議会及び内部質保証委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、当該部局等の長に改善を指示するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会及び内部質保証委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月3日から施行する。